口古北世	++
日高村長	様

申請者	住所
	氏名
	電話
	生午日口

令和 年度日高村浄化槽設置整備事業補助金交付申請書

令和 年度において、浄化槽を設置したいので、日高村浄化槽設置整備事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

1. 設置場所の地名	公番地	日高村		
2. 交付申請額	合計	補助金合計	円	
	内容	本体設置費補助金(うち既設槽撤去費補助金	円 円)	
3. 浄化槽人槽	担模	宅内配管費補助金	円	
		NIE .		
4. 設 置 区	分	 新築 2. 増改築(既存の排水設備 その他())
5. 建築物所有者		1. 本 人 2. 共有(人) 3. その他()		
6. 浄化槽敷地所有者		1. 本 人 2. 共有(人) 3. その他()		
7. 着工予定年月日		年 月 日		
8. 事業完了予定年	月日	年 月 日		

添付書類一覧

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し、又は建築確認通知書の写し
- (2) 浄化槽工事費見積明細書
- (3) 設置場所の案内図及び浄化槽設置配管計画図
- (4) 国庫補助指針に適合するものとして登録された浄化槽にあっては、登録証の写し及び登録浄化槽管理票 C 票
- (5) 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく登録証
- (6) 浄化槽設置工事請負契約書の写し
- (7) 住宅を借りている者は、賃貸人の承諾書
- (8) 浄化槽工事業の登録通知の写し又は特例工事業の届出書及び浄化槽設備士の免状の写し
- (9) 村に対する公租公課の納入状況照会のための同意書
- (10) 既設槽から合併処理浄化槽への転換配置するものは、既設槽撤去又は宅内配管工事の現 況写真及び処分に係わる費用が確認できる書類(見積書等)
- (11) 村外に居住する者または、住民登録が無い者が申請者の場合、合併処理浄化槽設置後、 速やかに日高村民となることが確実であることが証明できる書類(誓約書等)
- (12) 県税事務所が発行する納税証明書
- (13) その他村長が必要と認める書類
- ※(10) については、既存単独処理浄化槽又は、既存くみ取り便槽を合併処理浄化槽に転換配置 する方のみ必要
- ※(11)については、村外在住および住民登録されていない申請者のみ必要
- ※(12) については、県税の納税義務がない場合についても「県税の滞納がないこと」を証明する る納税証明書の発行は可能なので、県外の方等が補助金を申請する場合も必要